京都市環境保全活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市環境保全活動センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月19日提出

京都市長門川大作

京都市環境保全活動センター条例の一部を改正する条例 京都市環境保全活動センター条例の一部を次のように改正する。

第4条中「同月4日」を「同月3日」に,「12月26日」を「12月28日」に 改める。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を 「利用しよう」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改める。

第7条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「別表に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の 使用料」を「既に支払われた利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条第1項中「使用者は、使用しよう」を「利用者は、利用しよう」に、

2 (議第18号)

「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」 に、「使用者」を「利用者」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改める。

別表備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に.

-	I III	
2,000円	2,600円	2,900円
1,600	2,100	2,400
4,100	5,300	6,100
2,100	2,800	3,100
2,100	2,800	3,100

を

2,090	2,720	3,030 ^円
1,670	2,200	2,510
4,290	5,550	6,390
2,200	2,930	3,240
2,200	2,930	3,240

に改め、同表備考2中「使用時間」

を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に、「100円」を「10円」に改め、同備考3中「使用時間」を「利用時間」に、「使用料は」を「利用料金の上限額は」に、「使用料と」を「額と」に、「つど」を「都度」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める

日から施行する。

- (1) 第4条の改正規定及び別表備考3の改正規定(「つど」を「都度」に 改める部分に限る。)並びに次項及び附則第3項の規定 この条例の公 布の日
- (2) 別表備考以外の部分の改正規定(「使用料」を「利用料金」に改める 部分を除く。)及び同表備考2の改正規定(「100円」を「10円」に改め る部分に限る。)並びに附則第4項の規定 平成31年10月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成33年4月1日 (準備行為)
- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の京都市環境保全活動センター条例 (附則第4項において「改正後の条例」という。) の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。
- 3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の京都市環境保全活動センター条例の規定による京都市環境保全活動センターの利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

4 改正後の条例の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

京都市環境保全活動センターの休所日を変更し、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料の適正化を図り、及びその利用に係る料金を指定管理者に収受させるために必要な事項を定める必要があるので提案する。